

[著作権演習] ~ 学校編 15 問 ~

(解答欄)(正解)

- 1 先生が、授業で使うために、ある本の一部を印刷して生徒に配った。授業で使うためなので、著作権者に許諾をとらなくてよい。
- 2 社会の授業で、新聞に掲載されていたグラフと解説の部分をコピーし、授業用の資料プリントとして、生徒に配った。授業利用するので、著作権者の許諾をとらなくてよい。
- 3 職員会の中で、校長先生が新聞に掲載されていた記事の一部をコピーし、教職員に配った。教育用で利用するので、著作権者の許諾はとらなくてよい。
- 4 運動会等で、プラカードや看板などに、ドラえものの絵を生徒が描いて使用した。生徒が手書きで描いたので、著作権者の許諾をとらなくてよい。
- 5 「鉄腕アトム」のイラストを自分のホームページに使用した。この行為は、作者である手塚治虫氏がすでに亡くなっているので、許諾をとらなくてよい。
- 6 生徒が美術の授業でポスターを描いた。授業中の作品なので著作権は学校にある。
- 7 国語の授業で意見文を書かせた。ある生徒の作品を、担当の教員がその一部を手直ししてコンクールに応募した。この行為は、著作権法上問題ではない。
- 8 演奏会で吹奏楽班が演奏を行った。会場費の補助にするために、500円の入場料を取ったが、部員には報酬を支払わないので、著作権者に演奏の許諾をとらなくてよい。

- 9 問題集の見本が学校に送られてきた。そのうちの数ページをコピーし、生徒の宿題プリントを作成した。この行為は教育機関における複製に当たるので、著作権法上問題ではない。
- 10 定期テストの試験問題を作成する際、ある小説の一部を利用した。この場合、事前に本人に許諾を得る必要がある。
- 11 学校の放送番組で、CDを使って音楽を流すには、著作権者の許諾をとらなくてよい。
- 12 生徒が、インターネットを通じて他人の著作物をダウンロード（パソコン内に複製）し、パソコンの画面で当該著作物を見ることは、著作権者に許諾をとらなくてよい。
- 13 生徒が「調べ学習」のために、新聞記事をコピーして、他の生徒に配布する時は、著作権者である新聞社に許諾をとらなくてよい。
- 14 A先生から個人で録画したテレビ番組を道徳資料として利用したところ、良い授業ができたとの話を聞いた。同じ学年のB先生もA先生から番組のビデオテープを借りて授業をすることは同一教育機関内なので著作権法上問題ではない。
- 15 他人の著作物をパソコンで蓄積（複製）し、学校のホームページを作った上で、学校内のネットワーク（イントラネット）だけで生徒が利用できるようにする場合は、著作権者に許諾をとらなくてよい。